

総務教育常任委員会資料

(平成23年11月29日)

〔 件 名 〕

- ・ 第2回・第3回鳥取県民参画基本条例(仮称)検討委員会の概要について
【県民課】・・・1
- ・ 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(案)に関する
パブリックコメントについて
【鳥取力創造課】・・・2

未来づくり推進局

第2回・第3回鳥取県民参画基本条例(仮称)検討委員会の概要について

平成23年11月29日
県民課

1 開催概要

- 第2回 日時 平成23年10月21日(金)午後2時～4時
場所 米子コンベンションセンター
第3回 日時 平成23年11月17日(木)午前10時～正午
場所 倉吉未来中心

2 主な議題

- 第2回、第3回を通じて、以下の議題について議論
・現在の県民参画手法の改善方策について
・新たな県民参画手法の必要性について

3 主な意見

○広聴のあり方について

- ・多様な意見をくみ取るため複数の広聴制度(出前説明会、アンケート等)を組み合わせるべき。
- ・現状でも県民参画や情報提供のツールはいろいろあると認められる。しかし、制度を知らない県民が多いということは、せっきくの出前説明会などをやっているというPRが不足しているのではないか。

○広聴制度の広報(PR・情報提供等)について

- ・県の情報や施策が十分に伝わるように県民との接点の確保に努めるべき。県政に興味や関心をもってもらうことが重要。
- ・一方で、意見が少ない背景には現在の県政に安心して県民の側に危機感や不安がないのも一因では。県民自らが情報を求める姿勢も必要。

○各種既存県民参画手法のあり方について

◆パブリックコメント

- ・主要な条例や計画の制定改廃の際は、原則実施することを条例に規定すべき。
- ・重要性を判断し実施・非実施を決定するのは、担当課を離れた庁内の第三者が行うべき。

◆審議会・委員会等

- ・丁寧な情報提供や専門用語の説明などにより、専門家のような特別な知識を持たない一般の県民でも審議会等に参加することは可能で、意義がある。審議会等については、原則、公募委員を入れることとしてはどうか。
- ・一般の公募委員を入れるのであれば、審議会等を土日・夜間に開催する等の配慮も必要。

◆県政参画電子アンケート

- ・現行のパソコンのみならず、携帯電話やスマートフォン等でも参加ができるようにすべき。

○外郭団体の情報公開

- ・行政機関だけでなくいわゆる外郭団体の透明度向上にも取り組むべき。

○新たな県民参画の手法について

- ・県民参画の前提となる情報公開と広報の充実のためCATVのデータ放送を活用してはどうか。
- ・住民投票制度については、政府の地方制度調査会への諮問事項でもあり、かつ多数の自治体の参画型条例に規定があることから、この委員会でも議論してはどうか。その際、常設型・非常設型や発議権者などの違いを含め、実効性が確保されるよう検討してはどうか。

4 今後の予定

- ・第4回検討委員会を12月22日(木)に開催予定

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（案）に関するパブリックコメントについて

平成23年11月29日
鳥取力創造課

本年6月に改正された特定非営利活動促進法（平成24年4月施行）に基づき、法施行に必要な関連条例（鳥取県特定非営利活動促進法施行条例）の一部改正を行うために、以下のとおりパブリックコメントを行っています。

1 条例改正の趣旨、背景

企業、行政のみならず、NPO、ボランティア団体など、多様な主体が協働により支え合う社会の実現に向け、2つの大きな制度改正が行われた。

（1）特定非営利活動促進法の一部改正

- ・ 認証制度（法人格の付与）の使いやすさと信頼性向上のための見直し、
- ・ 認定〔仮認定〕NPO法人制度の導入、認定要件の緩和
- ・ 所轄庁の変更（地方自治体で一元的に）

（2）寄附税制の改正

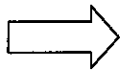
- ・ 認定NPO法人に対して個人が寄附を行った場合、所得税や住民税がこれまでより大幅に減額

例：年収400万円の人が5万円を寄附した場合の所得税減額

従来： $(50,000 - 2,000) \times 0.1 = 4,800$ 円

改正後： $(50,000 - 2,000) \times 0.4 = 19,200$ 円

（※認定NPO法人…公益の増進に資するとして一定の要件を満たしたNPO法人）



NPO、ボランティア団体など、公共サービスの新しい担い手たちの参画を促すとともに、その活動への理解や人々からの寄附が進むことが期待される

2 募集する意見

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、手続き上条例で定めるべき規定についての意見を求め、条例改正（平成24年4月施行）に反映させる。

<改正条例（案）の概要（主な項目）>

- （1）NPO法人の設立認証に係る認証（又は不認証）の決定を、公告・縦覧期間経過後一月以内に行う。
（法律上「二月以内」のところを一月短縮）
- （2）NPO法人の透明性・信頼性向上の観点から、全ての閲覧対象書類についてインターネットによる閲覧を行う。（これまではインターネット上一部非公開）
- （3）NPO法人・認定NPO法人からの報告書類等の閲覧・謄写についての規定をおく。
（謄写の規定を新たに定めるとともに、謄写を有償とする）
- （4）認定NPO法人の認定がなされた際の公示事項を定める。

（法人の名称、代表者、所在地、認定の有効期間に加え、過去に認定を受けた期間等を県公報に登載）

※寄附税制の優遇対象となるNPO法人を指定する方法など重要事項については、別途外部有識者等の意見も踏まえながら十分な検討を行う予定。

3 パブリックコメントの実施期間

平成23年11月22日（火）から12月20日（火）まで

4 今後の予定

平成23年12月 条例案の作成

平成24年 2月 定例鳥取県議会に提案

4月 改正条例の施行